

大分市上下水道事業公告第 228 号

大分市上下水道局公営企業会計システム構築業務委託に係るプロポーザル参加事業者の公募について

大分市上下水道局公営企業会計システム構築業務委託に係るプロポーザル参加事業者を、下記のとおり募集いたします。

令和 6 年 8 月 28 日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男

1. 事業目的

大分市上下水道局では、平成 17 年度より水道事業、平成 22 年度より下水道事業の企業会計システムの運用開始を行い、平成 30 年度に大分市水道局と大分市下水道部が組織統合されたことにより令和 2 年度に両会計システムを統合した企業会計システムの構築を行い運用しているところである。

こうしたなか、現行システムは度重なる改修によるシステムの複雑化や制度改正対応時の本局個別対応によるコスト増加などの課題を抱えている。

また、大分市が進めている行政改革推進プラン（第 6 次）の取り組みの中では、ペーパーレス化や業務効率の向上を図るため、市の財務会計事務の電子決裁化（令和 6 年 4 月導入予定）が進められており、企業会計事務への電子決裁導入の検討も必要となってきた。

これらの課題を解決するため、カスタマイズを最小限としたパッケージシステムの利用によるコストの抑制及び電子決裁導入による業務効率化を目標とした企業会計システムの構築を行うものである。

2. 事業概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業名 | 大分市上下水道局公営企業会計システム構築業務委託 |
| (2) 業務内容 | 大分市上下水道局公営企業会計システム構築業務委託調達仕様書のとおり |
| (3) 本稼働 | 令和 8 年 4 月 |
| (4) 契約期間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| (5) 提案限度額 | 100,000 千円（初期構築費用、消費税及び地方消費税を含む） |
| (6) 選定方法 | 大分市上下水道局公営企業会計システム構築業務受託候補者選定委員会において、提案書、見積書及びプレゼンテーションを総合的に評価し、本局に最も適合しているシステムの提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。選定された受託候補者には通知書を発送し、選定されなかった提案者にはその旨を記載した書面を発送する。 |

3. 参加資格

参加表明書の提出日において、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (4) 大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成21年告示第553号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く）でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (8) 提案するパッケージシステムは過去10年以内に人口20万人以上の自治体での導入実績があり、誠実に履行していること。

4. 参加資格の審査

- (1) プロポーザルへの参加を表明しようとする者（以下「提出者」という。）は、次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型プロポーザル参加表明書（公募－様式1）
 - イ 「3. 参加資格（7）」における証明できるものの写し
 - ウ 「3. 参加資格（8）」における受注実績表（公募－様式2）及び契約書の写し
（公営企業会計システム構築業務委託に関する契約件名、具体的な契約内容、契約相手方及び提案参加事業者名が確認できる資料（契約書等のコピー）であること。また、資料には契約相手方と提案参加事業者双方の押印が確認できること。）
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者、又は参加資格がないと認められたものは、当該プロポーザルに参加することができない。
- (3) 提出者への通知
参加資格の審査結果は、令和6年9月6日（金）までに通知する。参加決定の提出者に

は本業務仕様書説明会の案内状を送付し、参加資格がないと認められた者には、その旨を別途通知する。

5. 手続き

(1) 担当部局

〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号（4階）
大分市上下水道局 総務課 情報システム担当班
電話番号097-538-2406（直通）

(2) 仕様書等の交付期間及び交付場所

交付期間：令和6年8月28日（水）から令和6年9月5日（木）まで
ただし、開庁日の17時15分以降、土日祝日等の休日は交付しない。
交付場所：（1）に同じ

(3) 参加表明書及び添付書類の提出日

提出期限：令和6年9月5日（木）17時15分まで（必着）
提出場所：（1）に同じ
提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）による。
提出部数：1部

6. 失格事項

提出者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本業務委託における調達手続説明書に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) その他、選定委員会が不適当と認めるとき。

7. その他

- (1) 提出する書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は前項「5. 手続き（1）担当部局」に同じ。
- (6) 提出数が5を超えるときには、書類選考を行う場合がある。
- (7) 1社1提案とし、複数提案を禁止する。
- (8) 提案者が1社であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者として選定する。